

令和5年 第9回浅口市農業委員会議事録

令和5年8月16日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	欠
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第13号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第14号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年9月15日（金））

開会（午後１時２９分）

議 長

それでは、皆さんお忙しい中、また暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

台風で鳥取のほうは大変なことになっておりますが、浅口市では恵みの雨、久しぶりに雨に遭ったような感じで何十日振りに雨かなというふうな感じがいたしました。よそのほうは何か入道雲が出て、後月、矢掛、笠岡のほうは雨が降って、浅口だけ降らへんというて周りの人が言ってましたけど、恵みの雨、気の毒なところがあるんですけど、浅口はそういう意味でよかったんじゃないかなと。でも、世界を見ますと、中国の新疆ウイグル自治区では５２．５度の気温があったというふうなことがあります。同じく北京のほうでは大洪水と、またヨーロッパは干ばつでワインなんかを作っとるブドウなんかはもう全滅のような状態になってきょうというふうなことをニュースで見まして、世界で異常気象というんですか。これは日本の農業も大変だなと、これから大変になるんじゃないかなと。また、漁業のほうも温暖化、エルニーニョの関係で何か海流の流れも変わってきて、何か魚が捕れなくなったというふうなことも言われてますし、これから農業をするのもいろんな意味で考えなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、これより令和５年第９回浅口市農業委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は１２名で定足数に達しております。また、推進委員は１２名の参加であります。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において、１１番渡邊委員、１２番梶原委員を指名いたします。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第２８号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

６１３番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は２ページになりますのでお開きください。

議案第２８号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和５年８月１６日提出。

番号６１３、寄島町、畑、１１８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長

次に、１２番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員

これは寄島線の旧道沿いにある白神医院、その白神医院より北西へ５０メートルの場所で、当該農地は譲受人所有地の隣地、隣であり、譲渡し人が遠方に移住しており

管理が困難ということで今回の話になったということです。なお、補足的に先月の委員会では今回譲渡し人の所有するほかの農地について〇〇〇〇があり、これについての説明がありました。話がまとまったようです。

議長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑なしと認めます。

それでは、613番の件についてご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、許可することを決定いたします。

続きまして、617番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。番号617、金光町占見、畑、222平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長

次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員

2番渡邊です。

地図は3ページ、4ページです。金光中学校の北側50メートルほど行ったら新川があるんですが、その100メートルほど東側です。この譲受人は今回の当該物件の裏に田んぼがありまして、そこを今耕作しています。ちょうどここに入るのに道がないということで前から譲受けしたいなというふうなことを思いつたらしいんですが、このたび譲渡し人のほうがオーケーをしてくれたということで購入することにしたということです。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑なしと認めます。

それでは、617番の件についてご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、623番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。番号623、鴨方町六条院中、田、670平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は、交換です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長

次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員

これ623と624と一緒じゃ駄目ですか。

議長

ほんなら、次のほうも提案させていただきます。

委員

よろしく願いいたします。

事務局 では続けて、624、鴨方町六条院東、田、739平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は、交換です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 それでは、渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

623番の場所は、国道2号線の東の交差点の信号を東に行ったところにヤマダ電機があるんですが、ヤマダ電機のちょうど裏側のほうになります。624番の案件は、JRの六条院東の踏切から南へ200メートルぐらい行ったところにあります。これは交換ということで、双方何か耕作がしやすくなるということで双方合意に至って交換することになったそうです。問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、2つの623、624、ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、623番、624番についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、626番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号626-1、寄島町、田、349平米、同じく2外として、田1筆、557平米、畑4筆、895平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 こちらは寄島線龍城院のお寺さんから南へ300メートルほどの場所で、当事者同士知人関係、譲渡し人が遠方に居住しており管理が困難ということで、譲受人の知人が耕作することになって今回の話になったそうです。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、626番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、627番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号627-1、鴨方町六条院中、田、325平米、同じく2外といまして、田2筆、200平米、畑2筆、579平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、

取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、私の担当地区でありますので説明させていただきます。

627-1と2の位置図は11、12ページです。場所は生石地区の龍王池北約50メートル、山陽高校の実習場のあるすぐ横です。また、627-3、4、5の位置図は13、14ページで、場所は生石の白土という場所で、山陽高校の北約70メートルと250メートルのところに位置します。譲渡し人が草刈り等の管理をしておりましたが、このたび譲渡し人の妻と譲受人の女性は兄弟で、このたび姉の子供が生石地区の実家に帰ってくるということで話がついたものであります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、627番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、628番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号628、鴨方町小坂東、畑、84平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番の虫明です。

地図のほうは15、16ページです。場所は鴨方西小学校から県道里庄地頭上線を1キロほど東へ行ったところに杉谷川という川が流れとるんです。そこを北西の方向、200mほど行った辺りが本件の場所になります。本件については、譲渡し人が遠方に居住しており、譲受人はちょうど現地の道を隔てた反対側にありまして、すぐ来られるということで話がまとまったと聞いております。特に問題ないと思ひますのでご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、628番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、630番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号630、金光町須恵、畑、529平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲

渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 3番友田です。

地図のほうは17ページ、18ページになります。場所は金光の吉備の小学校から南へ300メートルぐらい、遥南牧場のほうに下がっていく道沿いの東側にあります。譲渡し人のほうはもう〇〇〇〇のほうに住んでいまして、管理等はもう譲受人、この辺の草刈りぐらいはやっておったということで、もう今回手放して渡すということです。遠い親戚みたいな感じの譲受人へお話をするというふうに聞いております。特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、630番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、631番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号631-1、鴨方町鴨方、田、1、429平米。同じく2、鴨方町鴨方、田、388平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

地図は19、20ページになります。場所は鴨方インター南に交差点の近くにドラッグストアひまわりというのがありますが、そのひまわりから南へ約250メートルぐらい行ったところにあります。それで、譲渡し人は後継者もないし、ちょっと最近体調も悪いということから譲受人のほうに手放すと、譲るというようなことで、譲受人その者もほかの土地が売却というふうな形でなくなってるんで、その代わりも欲しかったというふうなことで話がまとまったようです。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、631番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、632番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号632、寄島町、畑、44平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 梶原です。

地図は21ページ、22ページで、場所は寄島のJA晴れの国おかやま岡山西支店より北に200メートルあまり山のほうに上ったところです。譲渡し人が譲受けの方に宅地購入に当たり畑も一緒に購入してもらいたいとのことで、所有権移転ができませんでした。譲受人の畑も譲渡し人から購入した宅地のそばにあり、耕作は問題ないと思われれます。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

委 員 質疑はありませんか。

議 長 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、632番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、638番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号638、金光町占見、畑、168平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。

位置図は23、24ページになります。柵池がありますが、柵池からちょっと北のほうへ入っていったところにあるんですが、地頭下と占見との境というところらしいんですが、譲受人は現在この購入予定地のところを畑としてずっと以前から耕作していたということです。このたび譲渡し人のほうも高齢ということで、なかなか管理が難しいということで譲受人のほうが買い取るということになりました。特に問題はないと思いますので、審議のほうをよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

委 員 質疑はありませんか。

議 長 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、638番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
議案第 2 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。
6 1 9 番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は 4 ページになりますのでお開きください。
議案第 2 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について。令和 5 年 8 月 1 6 日提出。
番号 6 1 9、金光町占見、畑、1 8 平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は墓地で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第 2 種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。他法令による手続もなされており、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は墓地となります。よろしくお願いたします。

議 長 次に、2 番渡邊委員、補足説明をお願いします。
委 員 2 番渡邊です。
位置図は 2 5、2 6 ページになります。占見に大宮神社というのがあるんですが、そこから北東、結構山の上のほうです。この辺りは墓地がたくさんありまして、申請人もその墓地のすぐ隣に畑があるんですが、その中の一部を今回墓地に変更するということらしいんですが、特に問題はないと思いますのでよろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、6 1 9 番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、6 3 3 番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号 6 3 3、金光町佐方、田、7 2 平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は宅地拡張で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第 3 種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地となります。よろしくお願いたします。

議 長 次に、3 番友田委員、補足説明をお願いします。
委 員 3 番友田です。
地図のほうは 2 7、2 8 ページになります。これは 6 3 4 番の件と関連するんですが、一応宅地ということで〇〇〇〇のほうを宅地という形にしたんですが、逆に実際に造ってみるとちょっと大きかったということで追加での申請で、この〇〇〇〇を今回申請されております。実は 6 3 4 の件では、こちらのほうはご自分の娘さんの旦那さん、義理の息子さんのほうに、これも含めてお貸しするという形で聞いております。特に問題はないと思います。

議 長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

委員 質疑なしと認めます。

議長 それでは、633番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 議案第30号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

議長 625番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになりますのでお開きください。

議長 議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年8月16日提出。

委員 番号625、鴨方町小坂東、畑、65平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地または雑種地となります。よろしくお願いたします。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番の虫明です。

議長 地図のほうは29、30ページということになります。現地なんですけど、熊の池、大きい池があるんですけども、そこから西へ約200メートルほど行ったところにあります。譲渡し人が遠方で管理ができないということで、本件の話がまとまったと聞いております。特に問題はないと思いますのでご審議よろしくお願いたします。

委員 ただいま説明がありました。

議長 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、625番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、636番の件について、事務局の説明を求めます。

議長 失礼します。番号636、鴨方町益坂、田、487平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要はほかの土地と合わせて〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地がありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地となります。よろしくお願いたします。

議長 続きまして、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木です。

議長 地図は31、32です。場所はナフコの前を益坂川を上流にずっと北側の農免道の

上がる途中です。この土地は益坂の地元の人に管理してもらってたんですけど、管理者ももう80を過ぎて高齢になったものですから管理できないと。それで、話があったので譲渡すると、そういう話です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。
　　　　　　質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。
　　　　　　それでは、636番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定いたします。

　　　　　　続きまして、621番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。議案書は6ページになりますのでお開きください。

　　　　　　議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和5年8月16日提出。

　　　　　　番号621-1、鴨方町六条院中、田、118平米。同じく2、鴨方町六条院中、田、179平米。借受人は〇〇〇〇、貸出人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地となります。よろしく願いいたします。

議長 　　それでは、私の担当地区ですので補足説明をさせていただきます。

　　　　　　位置図は33、34ページでありまして、山陽本線より北へ約70メートル、里庄町の町境の丁地区であります。譲渡人と譲受人は親子で、譲受人の子供もぼつぼつ小学校へ入るということで、田の一部を宅地にするそうです。残る土地については、そのまま農地として作っていくそうです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

　　　　　　ただいま説明をいたしました。

　　　　　　質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。
　　　　　　それでは、621番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定いたします。

　　　　　　続きまして、634番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号634、金光町佐方、田、398平米。借受人は〇〇〇〇、貸出人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしく願いいたします。

議長 　　次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。

先ほどの633の隣になります〇〇〇〇の番号です。借受人は貸出人の義理の息子さん、貸出人の娘さんのご主人に貸すと、自宅の隣へ貸すという形で聞いております。特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、634番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、635番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号635、鴨方町六条院東、畑、148平米。借受人は〇〇〇〇、貸出人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

この案件の場所は旧農協四条原支所から県道鴨方里庄線を西へ200メートルから250メートル行った東側に当たります。この貸出人と借受人は親子であります。親のすぐそばに家を建てて一緒に住むということでもあります。問題ないと思われま。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、635番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、637番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。637、鴨方町本庄、畑、315平米。借受人は〇〇〇〇、貸出人は〇〇〇〇。転用目的は車庫及び露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地または雑種地です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木です。

地図は37、38です。場所は農免道のファミリーマート、それから西へ100メートルぐらいのところ。この土地は親子関係で車の駐車場がないという格好で、家のすぐそばに田んぼがあるもんですから、そこを駐車場にしたいという申出がありました。別に問題ないと思いますから、よろしく審議のほどお願いします。

議長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑なしと認めます。

それでは、637番の件についてご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議案第31号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

なお、藤丘推進委員については当事者となっている案件があります。推進委員は農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限の対象ではありませんが、公正を期するため、藤丘推進委員には当該案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。

(藤丘推進委員 退場)

議長

それでは、お願いします。

事務局

失礼します。議案書は7ページになります。

議案第31号農用地利用集積計画につきまして。令和5年8月16日提出。

それでは、説明いたします。

番号6番の1件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は1名、農地は1筆の新規です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は3年以上6年未満となります。

以上となります。

続きまして、8ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田、776平方メートル、畑、0平方メートル、計776平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、承認することに決定いたします。 藤丘推進委員に入室をしてもらってください。 (藤丘推進委員 入場)
議長	藤丘推進委員にご報告いたします。 議案第31号については承認されました。 日程第4、報告事項に移ります。 報告第13号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。
事務局	事務局の説明を求めます。 失礼します。議案書は9ページになりますのでお開きください。 報告第13号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和5年8月16日提出。 番号614、金光町占見、畑、279平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年5月27日です。 番号615、鴨方町本庄、田、269平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年6月27日です。 番号616、鴨方町六条院中、田、200平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年6月28日です。 番号618、金光町占見新田、田、776平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年6月5日です。 番号622、鴨方町六条院中、田、670平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年7月6日です。 番号639、鴨方町益坂、田、945平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和5年7月14日、引渡し年月日は令和5年10月31日です。 番号640-1、鴨方町益坂、田、487平米。同じく2外といたしまして、田2筆、25平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年7月18日です。 以上になります。よろしく願いいたします。
議長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑がないようですので、報告を受けたこととします。 続きまして、報告第14号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。議案書は10ページになりますのでお開きください。 報告第14号農地法施行規則該当転用届について。令和5年8月16日提出。

番号620、鴨方町六条院西、田、305平米のうち89.25平米。申請人は、
〇〇〇〇。施設の概要は、〇〇〇〇、農地区分は第2種です。

以上になります。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑がないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いいたします。

事務局 ①視察研修について

②有機質肥料等導入支援事業補助金について

③農地パトロールについて

④次回の農業委員会について

議長 ①委員の任期について

議長 それでは、お忙しい中、ありがとうございました。

以上で終わります。ご苦労さまでした。

閉会（午後2時31分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年8月16日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩